第４章　先進事例からみた
休・廃校施設利活用の手法・効果

第４章　先進事例からみた休・廃校施設利活用の手法・効果

１　休・廃校施設の現状

(1) 全国的な現状

文部科学省の調査によれば平成４年度から平成23年度の公立学校の年度別廃校数は平成16年度に500校を超え、平成23年度は474校であった。毎年400～500校が廃校となっている現状がある。

都道府県別にみると北海道が一番多く760校、滋賀県が最も少ない32校であり地域によっても廃校数に大きな差があることが分かる。

休校等（文部科学省の調査によると調査基準日において在学者がいない学校（廃校を除く）をいう。）は平成24年５月１日現在、435校となっている。徳島、高知と四国地方で休校等が多い状況にある。

なお、徳島県内では廃校が79校、休校等が67校であり休校等の数は全国一である。現在休校等となっている学校に児童生徒数が増加し、改めて学校として利用することは難しいと考えられるため休校等の学校については廃校になっていく可能性が極めて高いということができる。

図表４－１　公立学校の年度別廃校発生件数

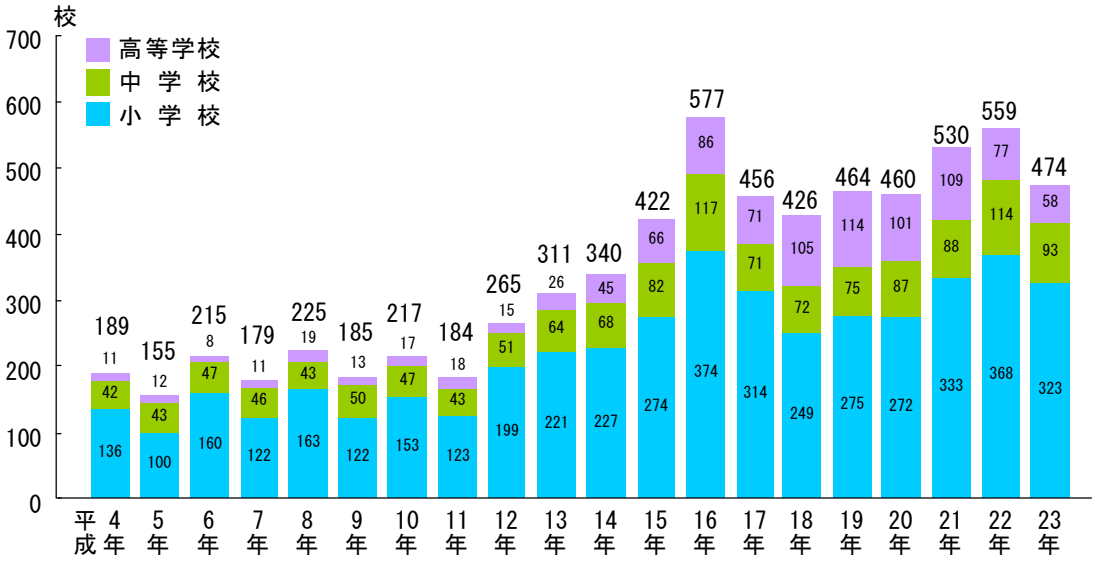

資料：文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成24年９月14日報道発表

図表４－２　公立学校の都道府県別廃校発生件数（平成４年度～平成 23 年度）

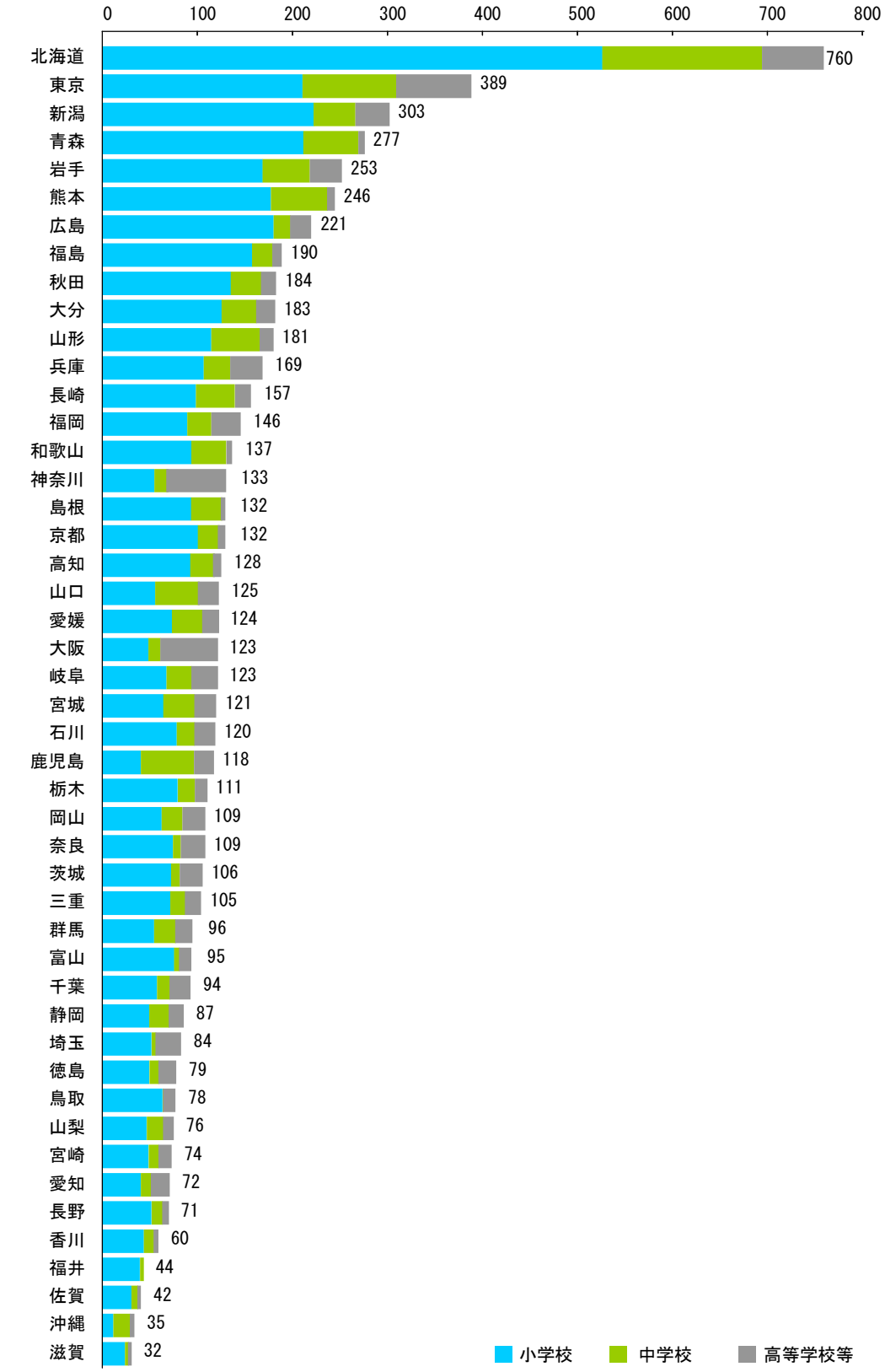

資料：文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成 24 年９月 14 日報道発表

図表４－３　公立学校の都道府県別休校等数（平成 24 年５月１日現在）

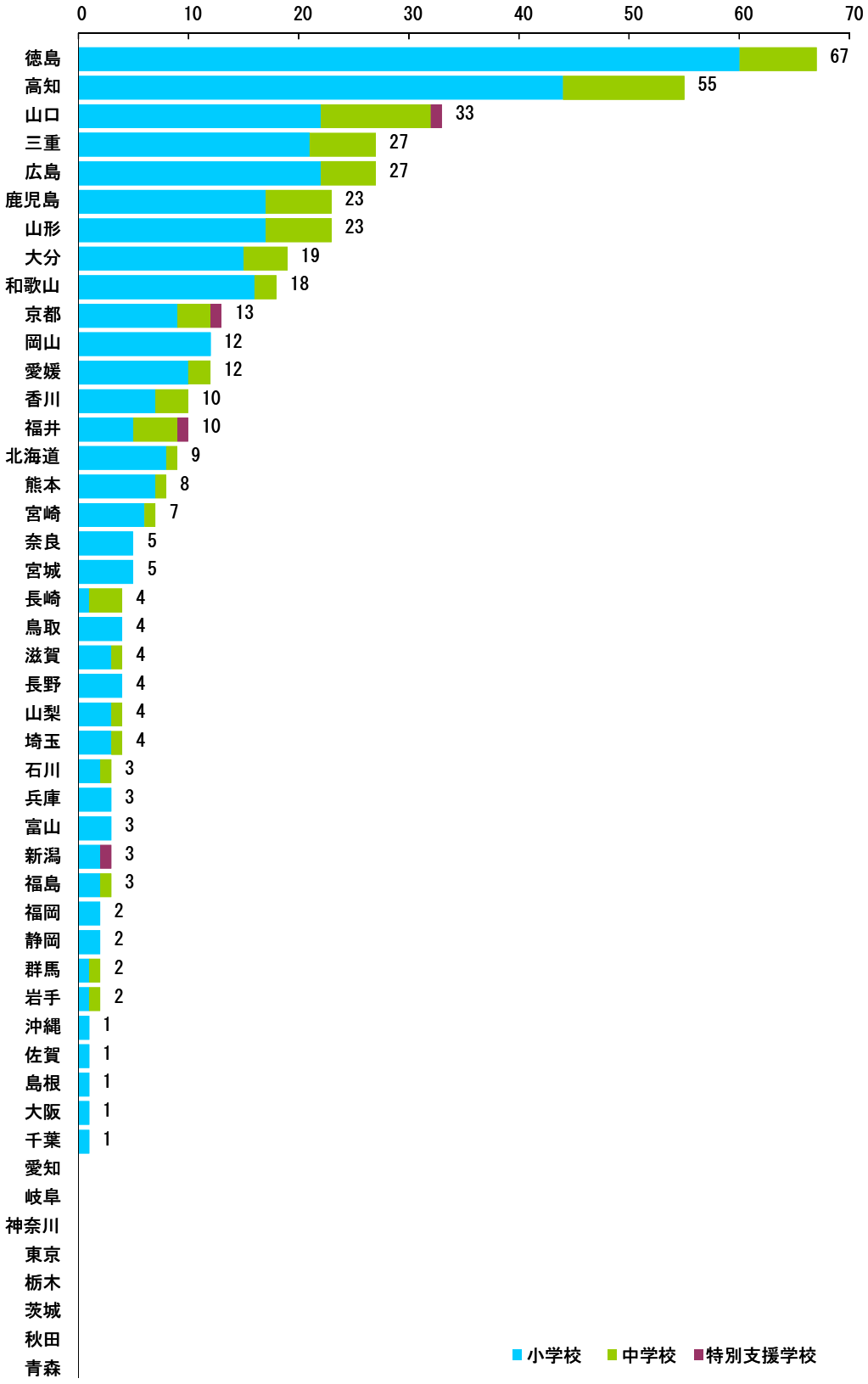

資料：文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成 24 年９月 14 日報道発表

(2) 廃校施設の活用状況

廃校になった 4,709 校のうち、建物が残っているのが 4,222 校である。

建物がある 4,222 校のうち 2,963 校が活用されている。学校はもともと地域の拠点であることからその地域にあった活用を図っているケースも多い。しかしながら、活用されていない 1,259 校のうち 1,000 校で利用予定がないという状況である。

図表４－４　廃校施設の活用動向

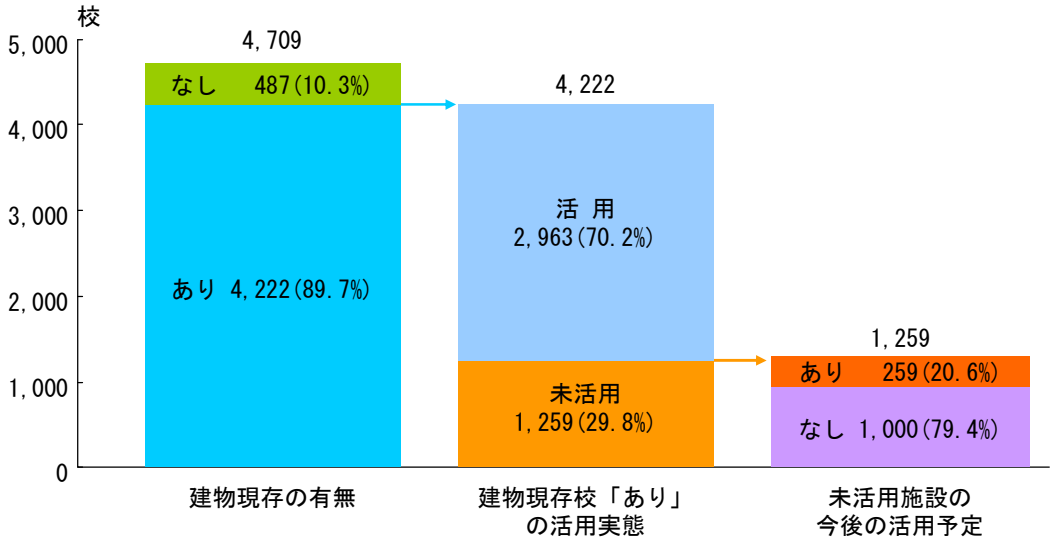

資料:文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成 24 年９月 14 日報道発表

(3) 休校施設の活用状況

休校等 435 校のうち７割弱が活用されている。

図表４－５　休校等の活用実態

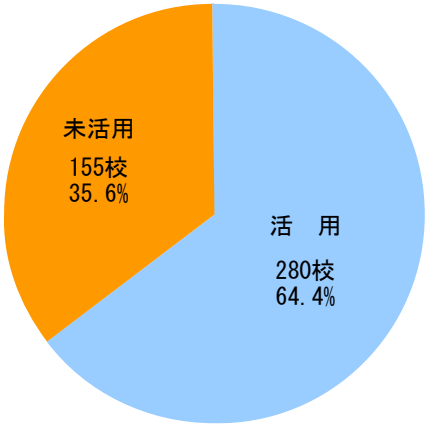

資料：文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成 24 年９月 14 日報道発表

(4) 廃校後現存する建物の主な活用用途

既存の学校施設である体育館やグランドを利用した社会体育施設や教室等を利用する公民館、資料館等として活用する割合が高くなっている。福祉施設、体験交流施設などは既存の学校施設のまま活用すると使い勝手がよくない部分もでてくることから、改修工事等が必要になることも多く、社会体育施設等に比べてそのような活用は少ないことが分かる。

図表４－６　廃校後現存する建物の主な活用用途（平成 23 年度）

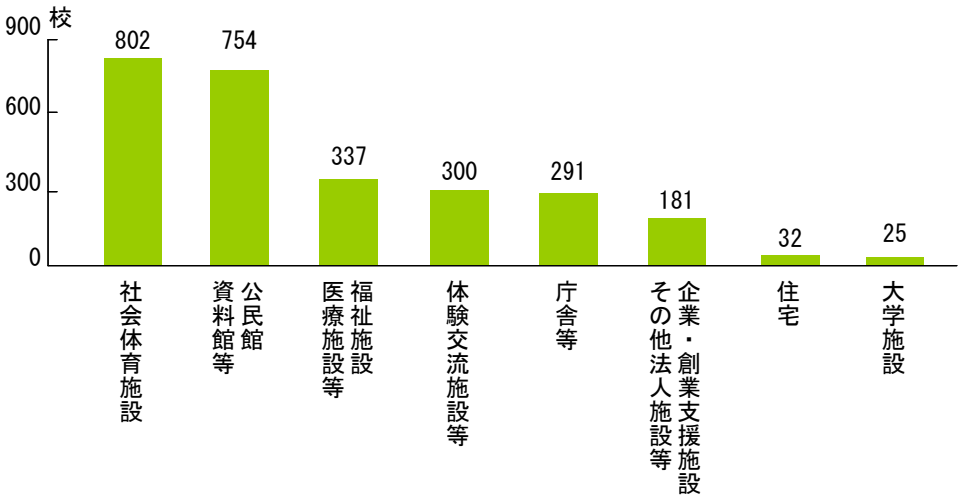

資料：文部科学省「廃校施設等活用状況調査について」平成 24 年９月 14 日報道発表を基に作成

２　休・廃校施設に対する国・県の取組動向

(1) 文部科学省の取組

近年の少子化に伴う児童生徒数の減少等による学校統合の進展により、廃校施設等が増加している。

学校施設は、国庫補助金等の多額の補助を受けて整備した施設であり、地域住民にとってももっとも身近な公共施設であることから、廃校となった後も、積極的に活用していくことが求められている。原則として、国庫補助等を受けて整備した建物等を学校以外に転用したり、売却する場合は、補助金相当額の国庫納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要である。

文部科学省では廃校施設等の積極的な活用を進めるために廃校施設等の転用に際して、手続きの弾力化、簡素化を図っている。現在は従来の取扱いを改正し、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年６月 18 日付け 20 文科施第 122 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）により、更なる国庫納付金免除範囲の抜本的な拡大及び手続きの簡素化を図り、ほとんどの場合において国庫納付金を不要としている。例えば、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物を無償による財産処分（転用・貸与・譲与・取壊し）の場合は、相手先を問わず国庫納付金が不要となった。

またこのような廃校施設の活用に関する課題の解消を図るため、“未来につなごう「みんなの廃校プロジェクト」”を立ち上げ、廃校施設の活用に係る情報を文部科学省にて集約し、ホームページに公表をしたり、廃校施設活用に当たっての国庫補助等の制度を紹介している。

図表４－７　公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きの概要

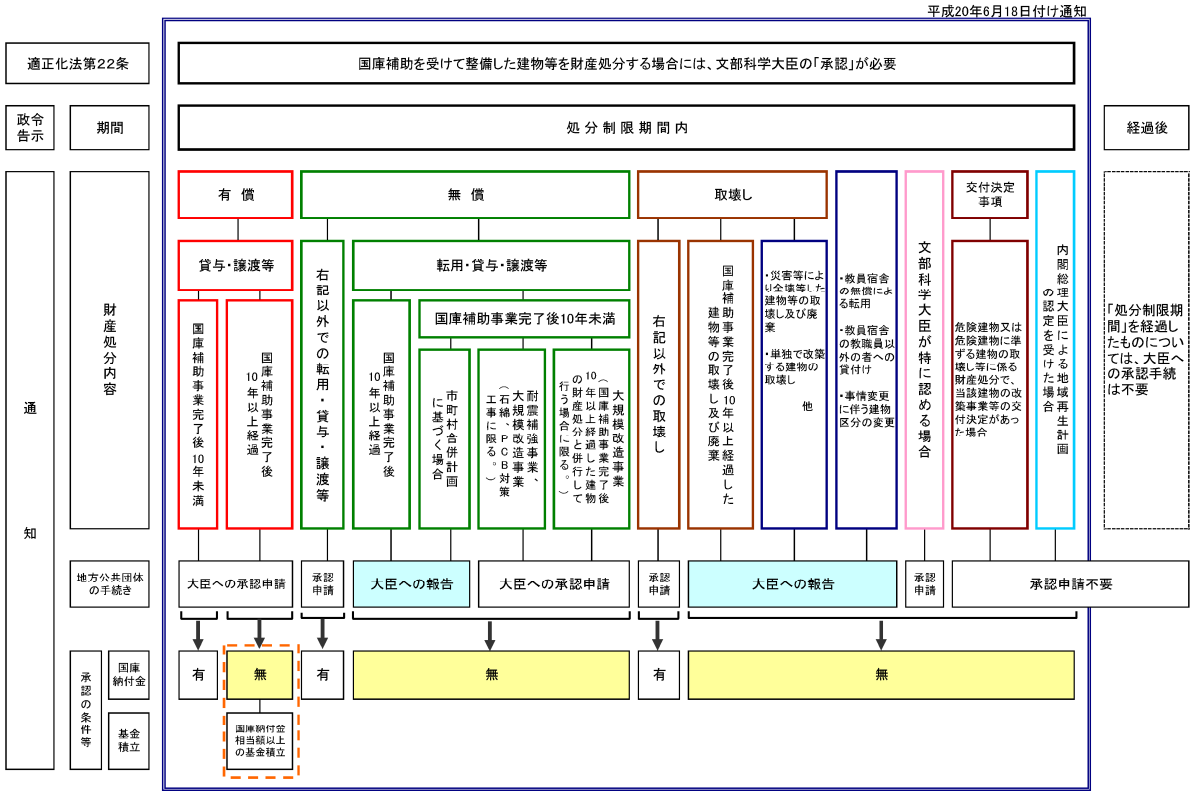

資料：文部科学省

図表４－８　転用施設の改修に対する補助等（平成 25 年 5 月現在）

区分	所管官庁	事業名	対象となる転用施設等
文部科学省	（独）日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部助成課	スポーツ振興くじ（toto）助成（地域スポーツ施設整備助成）	● 地域スポーツ施設
文化庁	文化財部記念物課管理係	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業（国宝重要文化財等保存整備費補助金）	● 史跡等のガイダンス施設 ● 埋蔵文化財センター
厚生労働省	老健局高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備等交付金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）	● 老人福祉施設等
	雇用均等・児童家庭局総務課（児童福祉）	次世代育成支援対策施設整備交付金	● 児童福祉施設等（保育所、子育て支援のための拠点施設を除く）
	雇用均等・児童家庭局総務課（児童福祉）	子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）	● 私立保育所 ● 子育て支援のための拠点施設 ● 放課後児童クラブ
	雇用均等・児童家庭局育成環境課	放課後子ども環境整備事業	● 放課後児童クラブ
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	社会福祉施設等施設整備費補助金	● 障害者施設等
農林水産省	農村振興局整備部農村整備官	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	● 都市と農村の交流拠点施設 ● 山村・都市交流促進のための自然体験学習・農業体験 ● 学習等の拠点となる滞在型活動施設
	農村振興局農村政策部都市農村交流課	都市農村共生・対流総合対策交付金	● 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設（農産物直売施設、体験学習農園、福祉農園、移住・定住促進施設等）
	農村振興局都市農村交流課都市農業室	「農」のある暮らしづくり交付金	● 介護・福祉農園等の附帯施設（事務室、休憩室） ● 滞在型市民農園の休憩（簡易宿泊）施設 ● 農産物処理加工施設、人材育成施設　等
林野庁	林政部木材利用課	森林・林業再生基盤づくり交付金（木造公共建築物等の整備）	● 交流施設等の公共施設
総務省	自治行政局過疎対策室	過疎地域等自立活性化推進交付金	● 地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設 ● 資料展示施設 ● 教育文化施設 ● 地域芸能・文化体験施設等（過疎地域遊休施設再整備事業においては、過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象）
	自治行政局市町村課	市町村合併推進体制整備費補助金	● 旧合併特例法第５条に規定する市町村建設計画に基づき実施する事業
国土交通省	都市局市街地整備課	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	● 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設
	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）	● 宿泊施設 ● 交流施設 ● 体験学習施設 ● 創作活動施設 ● 文化施設等
	国土政策局地方振興課	集落活性化推進事業	● 既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業に必要な施設整備
経済産業省	経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課	成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業	● 企業立地促進法により、国の同意を得た基本計画の対象区域内で、当該計画に基づいて成長産業における企業立地・産業集積形成のために整備される貸工場・貸事業場
資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室	電源立地地域対策交付金	● 電源立地地域における地域住民の福祉の向上に資するものとして必要と認められる公共用施設
文部科学省	研究開発局原子力課立地地域対策室		
内閣府	地域活性化推進室	地域再生事業における地方債の特例	● 施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設で、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却事業（※除却のみでも国庫補助金の対象となる事業）について地方債の起債対象とする。

資料：文部科学省

(2) 徳島県内の取組

徳島県内では、図表４－９にあげたような休・廃校施設を利活用した取組がある。

図表４－９　徳島県内の休・廃校施設の利活用の取組動向

廃校の活用方策の公募
（三好市）

ホームページで休廃校施設の情報の公表、活用方法、利用者などを広く募集

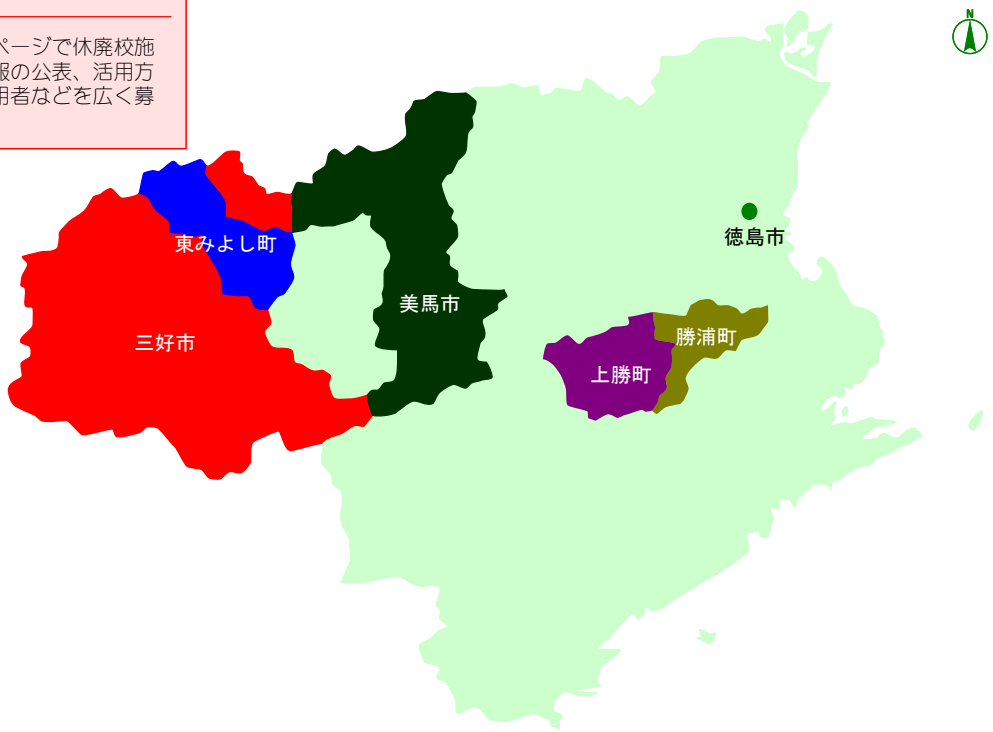

いやしの里　増川笑楽耕
（東みよし町）

農山村体験、宿泊施設に転用

山の楽校　自然の宿あさひ
（上勝町）

自然体験、合宿のできる宿泊施設に転用

上勝町営複合住宅
（上勝町）

落合複合住宅として、町営の賃貸住宅に転用

ふれあいの里さかもと
（勝浦町）

農村体験宿泊施設に転用、地域住民組織で運営

３　休・廃校施設の利活用に係る取組動向

(1) 活用事例の分析

（一財）都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）（以下、同機構）では、廃校活用に向けた情報提供と普及促進を図ることを目的に、平成 23～24 年度にかけ全国廃校活用セミナーを全国各地で開催し、事例報告の基礎資料(以下、事例報告概要書)を取りまとめている。本節では、事例報告概要書から廃校施設の利活用に係る取組動向を整理する。

なお、全国的な動向としては、前述の文部科学省の資料である「図表４－６　廃校後現存する建物の主な活用用途（平成 23 年度）」において、社会体育施設や公民館、資料館等の活用が多いという状況であるが、同機構作成による事例報告概要書では、グリーン・ツーリズムや都市農村交流を基調とする事例を主として整理していることから、体験交流施設が多い傾向にある点には留意されたい。

ア　活用タイプ

活用タイプをみてみると、交流施設 38 校 (76.0%)、文化施設 10 校（20.0%）、教育施設と製造施設が各１校（2.0%）ずつであり、全体の４分の３を交流施設として利用している。

交流施設では自然体験をはじめ様々な事業を展開している。交流施設の多くは宿泊機能も有しており、学校に宿泊するというなかなか体験できない魅力を感じることができ、利用者が多く成功している事例もある。

（注１）交流施設（主に体験学習等を行う施設）、文化施設（主に作品の展示や製作を行う施設）、教育施設（大学などの教育の場を提供する施設）、製造施設（特産品の製造施設）
（注２）活用タイプは、事例報告概要書を基に、地方自治研究機構において分類したものである。

図表４－１０　廃校施設の活用タイプ

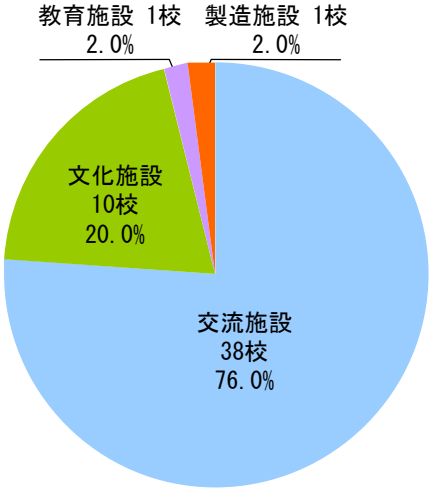

イ　開設主体

開設主体では、自治体 29 校（58.0%）、自治体以外 21 校（42.0%）であり、自治体が開設主体となった施設がやや多い。しかしながら、自治体以外が開設したものも約４割あるという状況である。

学校施設はもともと自治体が所有していたものであるが、その利活用においては、必ずしも自治体主導でないことが分かる。

図表４－１１　開設主体

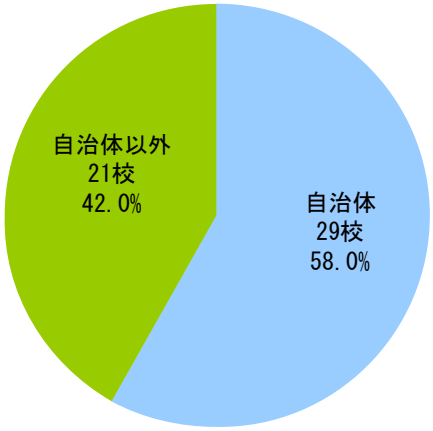

ウ　運営主体

運営主体では、自治体４校（8.0%）、自治体以外４６校（92.0%）であり、自治体以外が９割以上を占めている。自治体で開設してもその後の運営の多くは自治体の手を離れているということができる。

自治体以外の運営主体の内訳としては、NPO 法人、自治会、地域協議会等の地元の方を中心に組織された団体以外や民間企業や大学等があり多様な運営主体が廃校の利活用をしている。

図表４－１２　運営主体

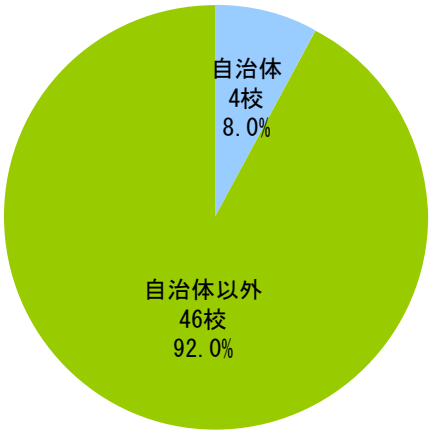

エ　運営形態

運営形態では、借受け 27 校（60.0%）、指定管理 17 校（37.8%）、管理委託１校（2.2%）であり、最も多いのは「借受け」である。

指定管理の形態をとっている施設もあり、これは地域に応じた施設の運営側と自治体との関係で異なってくると考えられる。

廃校を利活用するに際しては、その施設を継続的に運営していくことができる運営形態としていくことも求められている。

図表４－１３　運営形態

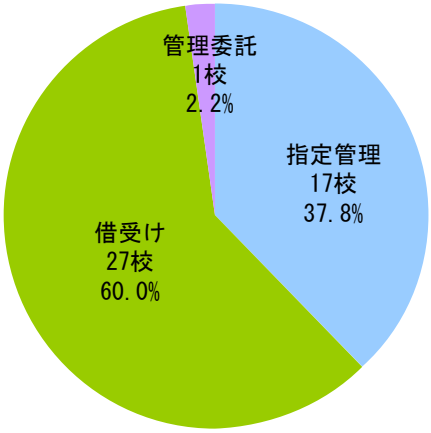

オ　廃校から利活用開始までの期間

廃校から利用開始までの期間では、３年以内 31 校（62.0%）、４～５年以内 12 校（24.0%）、６～10 年以内３校（6.0%）、11 年以上４校（8.0%）であり、３年以内に利用を開始している施設が６割を超える。

活用用途によっては改修工事等も必要になってくることから、このような点も含めて、学校が廃校になる前から廃校施設の利活用用途を検討していくことで、早期利活用開始に結びついている。

図表４－１４　廃校から利用開始までの期間

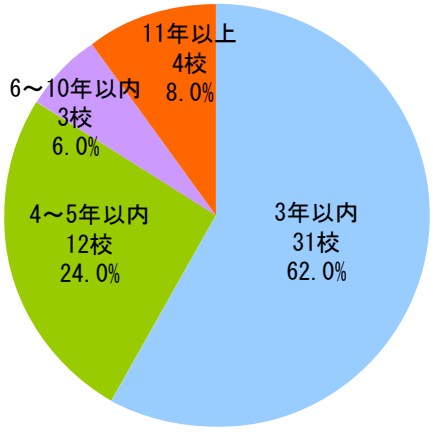

カ　施設構造

施設構造では、木造 26 校（52.0%）、RC 造 19 校（38.0%）、RC 造・木造３校（6.0%）、木造・鉄骨造２校（4.0%）であり、木造が一番多い。

木造 26 校の内訳を活用タイプでみてみると交流施設 21 校、文化施設５校であり、それぞれの活用タイプの半分以上が木造構造である。

また、木造 26 校の内訳を施設階層でみてみると平屋 14 校、２階 12 校であり、木造の場合、平屋が多い傾向にある。

図表４－１５　施設構造

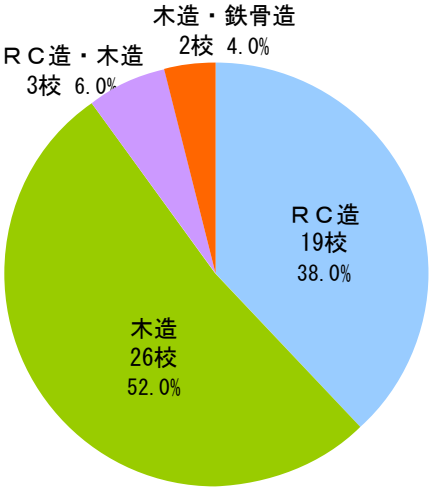

キ　施設階層

施設階層では、２階 24 校（48.0%）、平屋 18 校（36.0%）、３階８校（16.0%）であり、２階建ての学校がおよそ半分を占めている。

活用タイプにより必要な階層は異なるものの３階までである大規模な施設の数は多くない。施設面積との関連にもなるが、大規模な施設ほど維持管理に手間がかかると考えられる。

３階建て８校の施設構造は８校とも RC 造で活用タイプは交流施設７校、文化施設１校となっている。

図表４－１６　施設階層

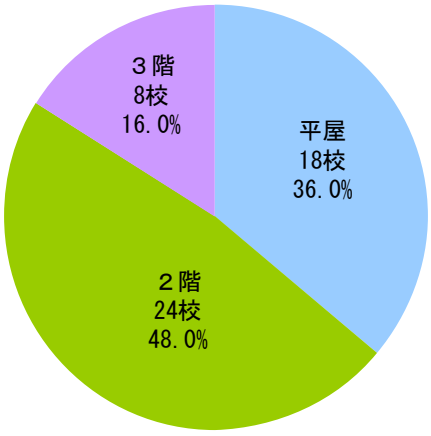

ク　施設面積

施設面積では、1,000 ㎡以下 27 校（56.3%）、2,000 ㎡以下 18 校（37.5%）、2,000 ㎡以上３校（6.3%）であり、1,000 ㎡以下の小規模施設が５割である。施設面積の最高値は 2,147 ㎡、最低値は 200 ㎡、平均値は 1,003 ㎡であった。2,000 ㎡以上の３校の活用タイプは交流施設１校、文化施設２校であり、大規模施設を活用した文化活動を行っている。

（注）施設面積には活用後、新築したものも含む。

図表４－１７　施設面積

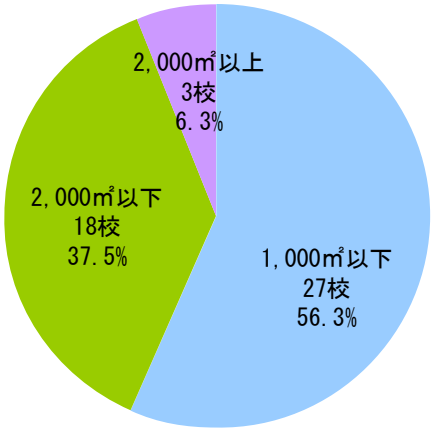

ケ　改修費用

改修費用では、100 万円以内２校（4.3%）、1,000 万円以内 10 校（21.7%）、１億円以内 21 校（45.7%）、１億円以上 13 校（28.3%）であり、最高値が３億 7,377 万 9,000 円、最低値が 61 万円、平均値が 7,469 万 8,000 円であった。

改修費用が大きな負担となり利活用が進まないという事態も想定できるが、各種補助金等を活用して利活用を進めている事例をみることができる。改修費用１億円以上の１３校の活用タイプは、交流施設 12 校、文化施設１校で、交流施設への改修費用がかかっている。

図表４－１８　改修費用

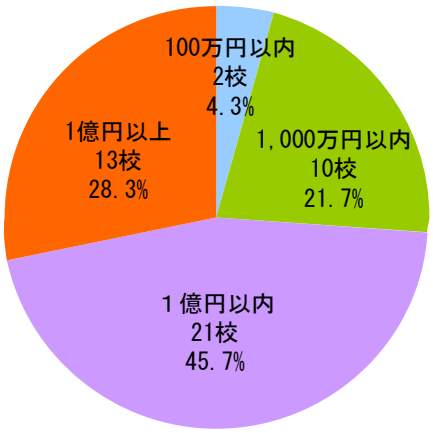

（注）改修費用には新築したものも含む。

コ　施設整備費負担者

施設整備費負担者では、自治体 33 校（66.0%）、自治体以外 17 校（34.0%）であり、施設整備に当たっては６割以上の施設で自治体が負担している。施設整備に際しては、補助金等のメニューも多数あることから自治体と連携を密にしていくことも重要であると考えられる。

自治体以外においては、運営の中で資金を集め新たな建物を新築するケースもある。

図表４－１９　施設整備負担者

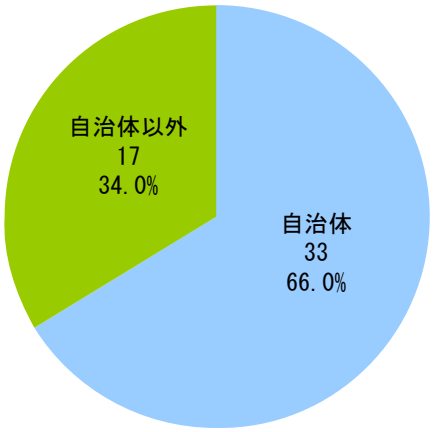

（注）自治体と自治体以外の両方が出資している場合、それぞれ１と数える。

(2) まとめ

50 事例を分析したところ、自治体が施設を開設しても自治体以外に運営が移っていく場合が多いことが分かった。そのため、自治体だけで利活用方策の知恵を絞るのではなく、運営まで見据えて地域住民等を巻き込むことが重要である。利活用のための施設整備に当たっては補助金等を利用したとしても多大な費用がかかることから、自治体の財源も基盤にすることで施設整備が進むのではないだろうか。そして、いくら施設を整備しても利用したいというニーズがないと本末転倒となるため、きちんと利用意向を把握するとともに継続的な施設の維持・運営ができる仕組みづくりが求められる。

図表４－２０　「2012＆2013 全国廃校活用セミナー　事例報告概要書」掲載 50 事例

区分	施設名	県	市町村	活用タイプ
1	大野 ESD 自然学校	鹿児島県	垂水市	交流施設
2	子どもの森森の学舎	宮崎県	門川町	交流施設
3	やかた田舎の学校	大分県	中津市	交流施設
4	五島列島ファンクラブ半泊分校	長崎県	五島市	交流施設
5	山里の美術館共星の里	福岡県	朝倉市	文化施設
6	きくちふるさと水源交流館	熊本県	菊池市	交流施設
7	青海島共和国	山口県	長門市	交流施設
8	ほしはら山のがっこう	広島県	三次市	交流施設
9	アーク&クラフツビレッジ	岡山県	美咲町	文化施設
10	農家食堂上代学校	鳥取県	伯書町	製造販売
11	エコビレッジかきのきむら	島根県	吉賀町	交流施設
12	石鎚ふれあいの里	愛媛県	西条市	交流施設
13	かがわ・ものづくり学校	香川県	綾川町	文化施設
14	ふれあいの里さかもと	徳島県	勝浦町	交流施設
15	農村交流施設森の巣箱	高知県	津野町	交流施設
16	西土佐環境・文化センター四万十楽舎	高知県	四万十市	交流施設
17	伊吹山文化資料館	滋賀県	米原市	文化施設
18	旧大森小学校三原谷の川の風まつり	兵庫県	豊岡市	文化施設
19	ふるさと元気村	奈良県	宇陀市	文化施設
20	秋津野ガルテン	和歌山県	田辺市	交流施設
21	綾部市里山交流研修センター	京都府	綾部市	交流施設
22	岡崎市ホタル学校	愛知県	岡崎市	交流施設
23	野原工房げんき村	三重県	大紀町	交流施設
24	大杉谷自然学校	三重県	大台町	交流施設
25	旧木沢小学校	長野県	飯田市	交流施設
26	島田市山村都市交流センターささま	静岡県	島田市	交流施設
27	ラーニングアーバー横蔵	岐阜県	揖斐川町	交流施設
28	鉢&田島征三絵本と木の実の美術館	新潟県	十日町市	文化施設
29	能登半島里山里海自然学校（金沢大学能登楽舎）	石川県	珠洲市	交流施設
30	ふるさと体験村四季の丘	石川県	穴水町	交流施設
31	旧小羽小学校	富山県	富山市	交流施設
32	ふくい森の子自然学校	福井県	福井市	交流施設
33	宿泊体験交流施設月影の郷	新潟県	上越市	交流施設
34	牧郷ラボ	神奈川県	相模原市	文化施設
35	多摩川源流大学（小菅キャンパス）	山梨県	小菅村	教育施設
36	石岡市体験型観光施設朝日里山学校	茨城県	石岡市	交流施設
37	昭和ふるさと村	栃木県	茂木町	交流施設
38	星ふる学校「くまの木」	栃木県	塩谷町	交流施設
39	自然の宿くすの木	千葉県	南房総市	交流施設
40	王余魚沢倶楽部	青森県	青森市	文化施設
41	四季の学校・谷口谷口がっこそば	山形県	金山町	交流施設
42	学校の宿希望の丘	岩手県	八幡平市	交流施設
43	白神自然学校ーツ森学校	青森県	鰺ヶ沢町	交流施設
44	りょうぜん里山がっこう	福島県	伊達市	交流施設
45	校舎の宿さんさん館	宮城県	南三陸町	交流施設
46	飛生アートコミュニティー	北海道	白老町	文化施設
47	松前町交流の里づくり館	北海道	松前町	交流施設
48	黒松内ぶなの森自然学校	北海道	黒松内町	交流施設
49	登別市ネイチャーセンターふおれすと鉱山	北海道	登別市	交流施設
50	雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス	北海道	栗山町	交流施設

（注）活用タイプは、事例報告概要書を基に、地方自治研究機構において分類したもの

資料：一般財団法人都市農村交流活性化機構「2012＆2013 全国廃校活用セミナー　事例報告概要書」

４　先進事例地における休・廃校利活用の手法・効果

(1) 事例調査の概要

ア　調査の目的

廃校施設を利活用している先進自治体を調査対象とした。平成 25 年度以降美馬市内の学校施設の利活用の展望にも資する事例調査とする観点から、主に多目的施設として利活用している団体を選定した。

イ　調査対象団体（所管課）及び調査日程

下記団体を選定し、担当者へのヒアリング調査、意見交換等を実施した。視察及び施設管理をしている NPO 等のヒアリングも実施した。

図表４－２１　調査対象団体及び調査日程

調査対象団体	所管課、管理団体	調査日
みらい館大明 （東京都 豊島区）	文化商工部　学習・スポーツ課 NPO 法人　いけぶくろ大明	平成 25 年 12 月 18 日
にしすがも創造舎 （東京都 豊島区）	文化商工部　文化デザイン課 NPO 法人アートネットワーク・ジャパン NPO 法人芸術家と子どもたち	平成 25 年 12 月 26 日
複合施設ふれんど平尾 （東京都 稲城市）	総務課	平成 26 年 1 月 23 日
募集による廃校利用 （香川県 まんのう町）	企画政策課	平成 26 年 1 月 24 日

ウ　調査項目

・これまでの経緯

・現在の利用状況

■□ 事例１　みらい館大明　　豊島区（東京都）

団体の概要

- 人口 271,643 人(平成 26 年１月１日現在)
- 面積 13.01k ㎡

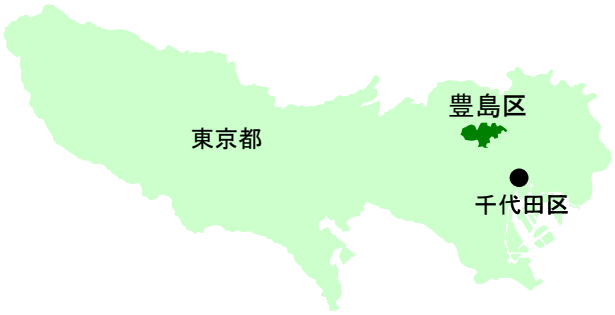

取組の経緯

- 平成９年１月に「豊島区立小・中学校の適正化第一次整備計画」に基づき大明小学校の閉校が決定。
- 平成 15 年７月に「大明廃校後の施設を考える会」が、豊島区議会へ「大明小学校跡の施設活用についての請願」を提出し、採択される。
- 平成 16 年 12 月地域住民による「大明小学校跡施設検討組織発足準備会」を組織し、その後計８回の協議会を実施。その後、平成 17 年３月に大明小学校が閉校となる。
- 平成 17 年４月に「大明小学校跡施設活用協議会　検討報告会」にて①施設等の無償借用、②独立採算による施設運営、③地域住民による運営管理を前提とし、生涯学習やまちづくりに関する事業を展開することを報告する。
- 平成 17 年９月に区と「大明小学校跡施設の地域住民による自主管理運営に関する協定書及び無償賃貸契約」を締結し、10 月に生涯学習施設としてオープンする。

利用状況

- 施設に深い愛着を持った「地域住民による自主管理運営」をしており、スタッフは現在常勤２名、非常勤３名、パート７名で構成されている。ボランティアの力も大きい。
- 区立の他の施設に比べて利用登録の要件が緩和されており、利用しやすい。
- 半年ごとに地域優先で予約を受け付けており、継続的なサークル活動等ができる。
- 演劇団体の稽古場利用、生涯学習、国際交流、映画上映会などが行われている。

JR 池袋駅から徒歩 15 分。住宅街に立地。３階建ての RC 造。延床面積 4175.8 ㎡。

給食室を区の実施する耐震工事に併せてスタジオに改修した。

元図書室は豊島区とNPO法人が協働で行う豊島区若者支援事業の会場となっている。

■□ 事例２　にしすがも創造舎　　豊島区（東京都）

団体の概要

- 人口 271,643 人(平成 26 年 1 月 1 日現在)
- 面積 13.01k ㎡

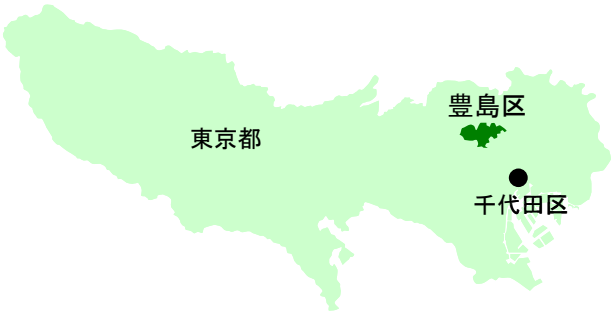

取組の経緯

- 平成 15 年に豊島区の「協働事業提案制度」による廃校活用事業にて現在利用している NPO２団体が提案を行う。
- 平成 16 年８月に文化芸術創造の拠点施設としてオープンした。その際には「文化芸術創造支援事業実施協定」及び「土地・建物の使用賃借契約」を締結し、区が消防設備保守、非常時の修繕費等を負担、ＮＰＯは体育館等を稽古場として貸し出すことによる使用料収入により、光熱費、水道費、人件費などの施設運営経費を賄う仕組みである。
- 平成 16 年 12 月に地域再生計画の認定により、転用に伴う国庫補助金の返納が不要になる。
- その後、18 年３月地域再生計画の追加での支援措置を活用し、日本政策投資銀行の低利融資を受け体育館を改修しフェスティバル/トーキョーの会場として利用可能となる。

利用状況

- 演劇・ダンス等の創造の場を提供する「稽古場運営」をはじめ、アートを通じた様々な地域交流事業や文化交流事業を実施している。
- 稽古場利用者は半年ごとに継続利用 5 日以上を条件としてホームページで利用希望を公募している。5 日以内の短期利用の受付も平成 25 年 9 月から開始し、稼働率は高い状態にある。
- 稽古場利用による近隣住民への配慮に気をつけ良好な関係を維持している。
- 建物の機密性、防音設備については不便と感じており、施設の老朽化も課題となっている。

都営三田線西巣鴨駅からすぐ、国道に面して立地するにしすがも創造舎。地下１階、地上４階建ての RC 造の校舎と演劇の会場としても利用できる体育館がある。

体育館は演劇の稽古場、公演会場として利用できるように運営している NPO 法人が音響照明や屋根の改修を行った。

玄関を改修してカフェにしている。地域の人々も気軽に利用でき、アーティストとの交流を目的にしたワークショップの場所にもなっている。

■□ 事例３　複合施設 ふれんど平尾　稲城市（東京都）

団体の概要

- 人口 86,169 人（平成 26 年１月１日現在）
- 面積 17.97k ㎡

取組の経緯

- 平成 14 年３月に旧稲城第八小学校が廃校となり、その後１年間、別の小学校の大規模改修工事のため仮校舎として利用した。
- 旧稲城第八小学校施設の利用を図るため「旧稲城第八小学校の施設等利用庁舎検討会」（庁内）及び市民の検討会による検討を行い、地域再生計画の認定や財産処分の手続きを経て平成 16 年７月１日から暫定利用を開始した。
- 平成 22 年度に１階部分、平成 24 年度に２階から４階までの改修工事を実施し、平成 25 年４月に生活文化施設、発達支援センター、教育センター、郷土資料室、体育施設のほか、福祉作業所、シルバー人材センター作業所等を含む複合施設としてリニューアルオープンした。

利用状況

- 生活文化施設として各種市民団体等の活動場所となっており、平成 25 年４月～12 月の利用者数は 15,133 人である。
- 規模が大きく部屋数も多いことから、教育、福祉関連の団体等が利用するなど有効活用している。
- 利用者団体の代表者、市民代表及び行政の参加する運営協議会を組織し、定期的な会議を開催することで、連携を図っている。

４階建てと増築棟２階建てがあり非常に大きな施設である。利用者は地域住民が中心であり、徒歩、自転車、自家用車で来所する。

図書館を改装した市民ホール。稼働率が高い。

発達支援センター、教育センターが主に使用する施設としてプレイルームがある。また、教育センターや郷土資料室等の行政機能も入っている。

■□ 事例４　募集による廃校利用　　まんのう町（香川県）

団体の概要

- 人口 19,826 人（平成 26 年１月１日現在）
- 面積 194.3k ㎡

取組の経緯

- 合併等を契機として学校の統廃合を行い、４つの小学校が廃校となる。
- 廃校舎を有効活用するため広報誌やホームページで広く利活用のアイデアを募集した。
- そこで提案されたアイデアをもとに地区懇談会で住民の意思を確認し、利用希望者を募集した。
- 結果４校とも利用者が決定し、アトリエやギャラリー、福祉ボランティア団体の拠点となるほか、カルチャー教室等も開かれ、地域の新しいにぎわいづくりに貢献している。

利用状況

- まんのう町が施設の管理者となっている。そのため、光熱水費の基本的な部分は町が負担し、利用者の活動等によって追加で発生した費用については利用者に負担をしてもらう。また、４校中３校で施設の賃借料を徴収している。
- 民間企業が利用することによって地元の新たな雇用創出につながっている。

民間企業に１階部分を貸している。竹の加工や食品加工を行っている。小高い山の上にあるため、周辺からの苦情等はない。

元ランチルームのスペースは食品加工の作業場となっている。大型の機械等があるため、元ランチルームの広さをうまく活用している事例である。

芸術活動の場として、芸術家３名に貸している。また、地域特産物食品加工による飲食の場を提供している。集落活性化推進事業による補助を活用し、改修を行った。